令和2年度

市民税・県民税申告の手引

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの所得について、申告書をご提出ください。

提出期限は令和2年 3月16日です。

この日より後に提出すると、当初の納税通知書の送付(6月)に間に合わない場合があります。

申告書を提出する必要がある方

● 令和2年1月1日現在、高山市にお住まいの方。ただし、次に該当する方は提出する必要はありません。

申告書を提出する必要がない方

- ●「令和元年(平成31年)分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書」を税務署に提出される(された)方
- 給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が高山市に提出されている方(※)
- 公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金、恩給など)のみの方(※)
- ※「令和元年(平成31年)分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書」は提出せず、所得控除(医療費控除・生命保険控 除など)を追加される方は、高山市に市民税・県民税の申告書をご提出ください。

「障害年金や遺族年金を受給する方へ」

障害年金と遺族年金は、市民税・県民税が課税される所得とはなりません。障害年金と遺族年金以外に収入が なかった方は、次の「令和元年(平成31年)中に所得のなかった方へ」をご覧いただき、申告書をご提出ください。

令和元年(平成31年)中に所得のなかった方へ

令和2年度市民税・県民税(令和2年6月に税額が決定します)の金額は0円となりますが、国民健康保険料、 後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定、社会保障制度の利用、所得や課税に関する証明書の発行などに必 要となりますので、申告書に必要事項を記入し、ご提出ください。

申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
- ED 牟監
- 番号確認書類:個人番号カード(裏面)又は通知カード
- 本人確認書類:個人番号カード(表面)、運転免許証、パスポート等又は健康保険証、キャッシュカー ド、身体障害者手帳、介護保険の保険証等
- ※ 郵送にて提出される方は、個人番号カード又は通知カード及び本人確認書類のコピーを添付してください。
- 令和元年(平成31年)中の収入金額や必要経費の分かるもの
 - 給与所得、公的年金等の所得 …… 源泉徴収票
 - 営業等所得、農業所得、不動産所得 ……… 帳簿など収入金額や必要経費のわかる書類
 - ※ 郵送にて提出される方は、申告書裏面の必要事項にもれなくご記入いただくか、収支内訳書を作成して 添付してください。帳簿など収入金額や必要経費のわかる書類の提出は不要です。
 - その他の所得 …… 収入金額や必要経費のわかる書類
- 所得控除や税額控除に必要な証明書や領収書(令和元年(平成31年)中に支払った分)
 - 医療費控除 ………医療費控除の明細書(領収書は自宅で5年間保管してください)
 - ※ セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、健康の保持増進等の一定の取組が確認できる資料
 - 社会保険料控除…国民健康保険料などの納付済額通知書、国民年金保険料の控除証明書など
 - 生命保険料控除、地震保険料控除…保険会社などの控除証明書
- 障害者控除 ……・障がいの種別や等級(程度)のわかる手帳、障害者控除対象者認定書のコピー
- 寄附金税額控除…寄附先の団体から交付された寄附金の受領証など
- ※ 郵送にて提出される方は、証明書などを申告書に直接貼り付けないよう、ご注意ください。 専用台紙またはご自身で用意された台紙に貼り付けてください。

提出先および問い合わせ先

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市役所 税務課 市民税係

電話 0577-35-3626(直通)

申告相談を利用される場合

高山市が開催する申告相談会場にご来場ください。 申告相談の日時、会場などは「広報たかやま2月1日号」にて お知らせします。

記入例

営業・農

所得のなかった方…この申告書は国民健康保険料申告書を兼ねています。所得のなかった方も、1から10までの該 当欄を記入のうえ、提出期限までにご提出ください。

1. 下記の者に扶養されている	4. 雇用保険で生活している	8. 勤務先から給与支払報告書提出済
住所高山市〇〇町111番地	令和元年 7月 1日から	勤務先 株式会社 ○○
氏名 続柄	受給月額 60,000 円	9. 確定申告をした
77.17	5. 学生 ア. 高校 (7) 大学 ウ. 専門学校	2月22日 高山 税務署へ
2. 病気療養中	^{学校名} ○○大学	
平成30年 10月 ~令和元年 12月	3011	10. その他
	6. 生活保護法による扶助を受けている	貯金・仕送り等、どのような収入で生活されてい
病名(統合失調症)	10年0月1日から	るのかを具体的にご記入ください
3. 遺族・障害年金で生活している	18年 2月 1日から	子,00からの仕送り
		3.00 N 301/12 12.9
種類 遺族年金・障害年金	7. 1月1日は市外に住んでいた	
年額 1230 000 円	住所 へへ 幸 へへ 21 2	
年額 1,230,000 円	^{住所} 〇〇市〇〇 21-3	
	•	

別居の扶養親族等に関する事項

00 00 00市△△町2月12-3

名

氏

日雇、不特定の事業主に従事している人、内職等をしている人は記入してく

勤	務事	業所名	0	0	有跟	会社	ÌΙ	•				
勤	務先	住所	吉	山山	市〇	O E	了12	23				
仕	事の	内容	事	務	(10-	-1))					
月	日数	収	入	金	額	月	日数	収	入	金	額	
1	20		80,	, 00	0	7	23		89	60	0	円
2	21		83,	, 20	0 (8	22		86	40	0	
3	22		86	,40	00	9	21		83	20	0	
4	21		83	,20	0 (10	23		89	60	0	
5	22		86	.40	0 (11	20		80	00	0	
6	23		89	,60	0 (12	18		73	60	0	
貨	与					台	計	1,0)11,	, 20	0	

	PC 7 C 302 135	, /,	11 200	PC / C SEL IDS								
20	80,000	円 7	23	89 600 ¹⁴	配当所得のあ	ある方は記	入してくた	さい 。				
11	83,200	8	22	86 400	配当	先	配当所得	の収入金額	所得種	兑額	住民税額	
22	86,400	9	21	83 200	(株) 0 0	銀行	20.	000	3.0	63 ^円	1,000	
1	83,200	10	23	89 600								
22	86.400	11	20	80 000								
3	89,600	12	18	73 600	不動産所得の	りある方は	記入してく	ださい。				
与		台	計	1,011,200	土地・家屋の別	賃 借	人名	不動産の	所在地	年	間収入額	
農業	・その他の事業の人は	記入して	こくだる		土地	00	00	00町	123	10	0.000	
1	年間売上額		1	70,000								
_	ラ セ ツ 曲 め											ĺ

収	4-	間売	_E i	韻				1	7 (0,(0	0			
入	家	事消	費	等						-					
金	雑	収	,	入					3 (0,0	0	0			
額		計			A)		2	0 (),0	0	0			
売	仕	入台	色	額	T)			5	0,0	0	0			
上	年 初	たな	企	『高	1)			1 (0.0	0	0			
原	年 末	たた	产金	『高	(†))			2 (),0	0	0			
価	7	+ ①	— (9	I				4 (),0	0	0			
∄ ₹	・農業・そ 地店舗等 払 先 の	が借り	也•	借家の			入し	てく	ださ					事	業使
∄ ₹	地店舗等	が借り	也•	借家の		に記	入し	てく	ださ	را °				事用	業使割合
力 宝 支 力 使	出 先 の 打 先 の 毎用人のあ	が借り 住 戸	也・ 方 支	借家の 氏 払明細	場合	に記る名	入し 家 てく	てく _{上地・} 屋の別	ださい。	支払	3	定額	Ę P	事用	業使割合
力 宝 支 力 使	払 先 の	が借り 住 戸	也・ 方 支	借家の 氏 払明細	場合	名	入し 家 てく	てく _{上地・} 屋の別	ださ	支払	3		Ę P	事用	業使割合
力 宝 支 力 使	払 先 の 担 先 の を用人の a 用 人 の	が借り)住 所 5 る方に) 住 所	世・大	借家の 氏 払明細	場合 を記	た記 名 し名	入し 家 てく	てく 比地・ 屋の別 ださ	ださい。支	ひ。 支払		金	円	事用	業使割合

闭 宅地店舗	等が借地・	借家の場	易合に訂	己入して	てくださ	ر۱°				
支払先	の住所	氏	名		地・ ラの別 ラ	支払	金額	į	事業使 用割合	
								円	9	%
か 使用人σ	ある方は支	払明細	を記入し	てくた	ぎさい。					
使用人	の住所	氏	名	1	支	払	金	彮	ĺ	
									F	IJ
										1
手 店舗、機		価償却の	の対象に	こなる資	資産を記	入して	てくだ	さい	١.	_
種類·構造	五 取得年月日	取得	価格	残存	価格	償却	基礎金	額	耐用年数	数
			円		円			円	í	F
										1
	償却方法	償	却	額	事業専 用割合	事美	業 用	償	却額	į
	定額法			Р	96				F	9
	定額法									1
L.										_

しなる音類を至に記入してくたとい。
£ 40,000 H
10.000
30.000
30.000
30.000
3
(
(4)
® 140.000
© 60,000
0
60,000

※必要経費は、領収書等、支出の証明となる書類を基に記入してください。

証明書類などの提出…申告書の提出には、収支内訳書(事業所得などのあった方)、源泉徴収票、所得控除(所得から 差し引かれる金額)の証明書類などと一緒にご提出ください。なお、この申告書には直接貼り付けないでください。

日雇の人、不特定の事業主に従事している人及び内職等をしている人の記入する欄

仕事の内容、働いた日数とその収入金額を月別にご記入ください。内職の人は、委託元を事業所の欄 に記入してください。(源泉徴収票、支払者の証明等を添付してください。)

不動産所得がある人の記入する欄

何を貸しているかと、その年間の収入金額を明確にご記入ください。

営業・農業・その他の事業の所得がある人の記入する欄

租税公課…令和元年(平成31年)中の事業用資産にかかる固定資産税、自動車税、事業税など。

荷造運賃…商品取引の際の荷造りに要した包装材料費や運送費用など。

水道光熱費…事業用として使用した水道代、電気代、ガス代、灯油代など。

旅費交通費…販売、集金などのためにかかった電車賃、車代など。

通信費…事業用として使用した電話料、郵送料など。

広告宣伝費…新聞広告、チラシ、カレンダーなどの広告宣伝費用。 接待交際費…得意先などを接待した場合に使った飲食費など。

損害保険料…事業所、店舗などの事業用資産にかかる火災保険料など。

修繕費…事業用の建物、機械器具などの修繕費。

消耗品費…包装紙、ひも、文房具などの事務用品、ガソリンなど。

減価償却費…使用期間1年以上で取得価額10万円以上の資産について、その耐用年数に応じた償却額。

定額法の場合、次のように計算します。

取得価額×償却率=償却額(平成19年4月1日以降に取得の場合)

給料賃金…事業に従事している使用人に対する給料、賃金、手当など。

地代家賃…事業用店舗、事業所などを借りている場合の賃借料。(店舗兼住宅の場合などは使用面積 等であん分し、事業用部分のみの賃借料とする。)

支払利子…事業用資金の借り入れに伴う支払利子。利子分のみで元金は必要経費になりません。

※上記のほか、事業収益を上げるために必要と認められるものが必要経費となりますが、家事上の費 用、所得税、相続税、市・県民税など事業収益を上げるために必要と認められないものは必要経費 とはなりません。

市・県民税の税額の出し方



◎均等割税額・所得割税率

O 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	14 14 14	
区 分	市民税	県 民 税
均 等 割 額	3,500円	2,500円
総 合 課 税	6 %	4 %
分離 課税	所得により税率	が異なります。

一※ 市民税 3,500円

(防災のための施策に必要な財源として500円含む)

県民税 2,500円 (防災のための施策に必要な財源として500円、 清流の国ぎふ森林・環境税1,000円含む)

◎非課税となる基準

均等割と所得割の両方が非課税となる方

◇ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

◇ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で合計所得金額が125万円以下の方(障害者控除、寡婦控除 又は寡夫控除の適用状況により判定しますので、該当する方は所得控除を適用してください。)

◇ 合計所得金額が次の金額以下の場合には均等割は課税されず非課税となります。

• 扶養家族(同一生計配偶者または扶養親族) がいない場合 … 28万円

・扶養家族がいる場合 … 28万円 × (扶養家族の人数+1) + 168,000円

所得割のみが非課税となる方

- ◇ 総所得金額等が次の金額以下の場合には所得割は課税されず均等割のみが課税されます。
- 扶養家族がいない場合 … 35万円
- ・扶養家族がいる場合 …… 35万円 × (扶養家族の人数+1) + 32万円

税源移譲による所得税と住民税の人的控除額(基礎控除や扶養控除等)の差に応じた負担増を調整する ための控除です。

(1) 個人住民税の課税標準額が200万円以下の人

次のアとイのいずれか小さい額の5%

ア. 人的控除額の差の合計額

イ. 個人住民税の課税標準額

② 個人住民税の課税標準額が200万円超の人

{人的控除額の差の合計額一(個人住民税の課税標準額-200万円)}の5% ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

再生紙を使用しています

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」、「4 所得から差し引かれる金額」欄 -

⑩~⑬又は⑫⑬の所得控除を申告される方は、証明書を提出してください。

控除	内
⑩ 社会保険料 ⑪ 小規模企業 共済等掛金	⑩本人又は生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料(国民健康保険料、国民年金掛金など)を支払った場合、その支払った金額が所得から控除されます。 ⑪小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く)掛金、確定拠出年金 法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金などを支払った場合、その掛金の合計 額が所得から控除されます。
② 生命保険料	本人又は生計を一にする親族を受取人とする生命保険契約、個人年金契約及び介護医療保 険契約について保険料を支払った場合、次に掲げる金額が所得から控除されます。
旧生命保険料	の金額の合計額A新個人年金保険料の金額の合計額Dの金額の合計額B旧個人年金保険料の金額の合計額E料の金額の合計額C

介護医療保険料の金額の合	計額 ····· C		
A の金額を下の 計算式 I に当 てはめて計算した金額	① (最高28,000円)	計 ①+②	③ (最高28,000円)
B の金額を下の 計算式 Ⅱに当 てはめて計算した金額	② (最高35,000円)	②と③の 大きい方	3
C の金額を下の 計算式 I に当 てはめて計算した金額	◎ (最高28,000円)		
D の金額を下の 計算式 I に当 てはめて計算した金額	④ (最高28,000円)	計 ④+⑤	⑥ (最高28,000円)
Eの金額を下の 計算式 IIに当 てはめて計算した金額	⑤ (最高35,000円)	⑤と⑥の 大きい方	()
生命保険料控除額		0.000円)	

計算式 I A·C·	D(新保険料等)用	計算式II B·E(旧保険料等)用				
A、CまたはDの金額	控除額の計算式	BまたはEの金額	控除額の計算式			
12,000円以下	A、CまたはDの全額	15,000円以下	BまたはEの全額			
12,001円から32,000円まで	A.CまたはD×1/2+6,000円	15,001円から40,000円まで	BまたはE×1/2+7,500円			
32,001円から56,000円まで	A.CまたはD×1/4+14,000円	40,001円から70,000円まで	BまたはE×1/4+17,500円			
56,001 円以上	28,000円(限度額)	70,001 円以上	35,000円(限度額)			

本人又は生計を一にする親族が所有する家屋又は生活用の家具等について、地震等損害に より受けた損害を補てんする保険金等が支払われる損害保険契約等に基づいて保険料を支 払った場合、次の金額が所得から控除されます。 尚 同一契約で旧長期損害保険料と地震保険料両方ある場合、どちらか一方で計算します。

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
	5,000円以下の場合	支払った保険料の全額
①旧長期損害保険 料だけの場合	5,000円を超え15,000円以下の場合	支払った保険料の合計額×1/2+2,500円
147CV) \$2-771 LI	15,000円を超える場合	10,000円
②地震保険料だけ の場合		支払った保険料の半額 (限度額 25,000円)
③上記両方の場合		①、②それぞれ計算した金額の合計額 (限度額 25,000円)

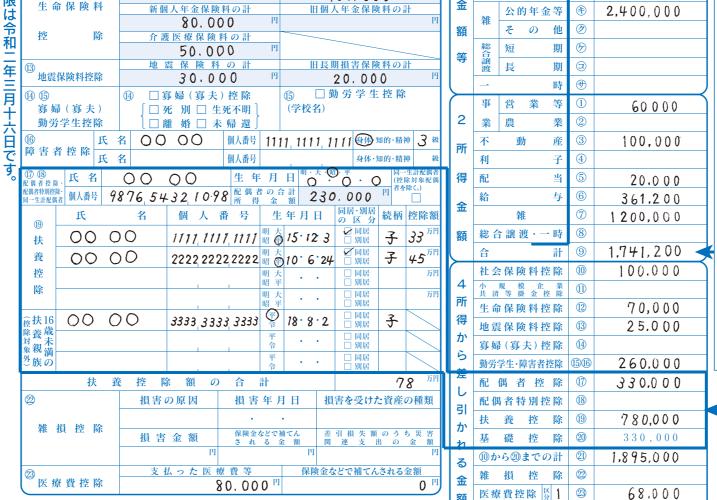
22 雑	損	本人又は生計を一にする親族の有する資産(事業用資産は除く)について災害、盗難、横筒
		による損失を生じた場合には、その合計額が所得から控除されます。この場合の控除額は
		次のうちいずれか多い方の金額となります。
		$ar{\mathbb{O}}$ (損失額-保険金等による補てん額)-総所得金額等の合計額 $ imes 1/10$
		② (災害関連支出の金額-保険金等による補てん額)-5万円

② 医療費 ● 本人又は生計を一にする親族の医療費を支払った場合には、次の算式で計算した金額が所 得から控除されます。 (限度200万円) 支払った医療費の額-保険金等による補てん額-(総所得金額等の5%か10万円のいずれ か少ない金額) ●健康の保持増進等の一定の取組を行なっている方が、本人又は生計を一にする親族のスイッチ OTC医薬品を購入した場合には次の算式で計算した金額が所得から控除されます。

購入したスイッチOTC医薬品の額-1万2千円 セルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、従来の医療費控除の適用を受ける ことはできません。また、申告書の記載は医療費控除区分欄に「1」を記載します。

	控	除	該当される方	控除額					
14)	寡	婦	次のいずれかに該当する人 (1) 夫と死別し、合計所得金額が500万円以下である人 (2) 夫と死別または離別し扶養親族(16歳未満を含む。)を有する人						
•	寡 (特	婦 例)	夫と死別または離別し、合計所得金額が500万円以下であり、かつ扶養親族 である子(16歳未満を含む)を有する人	300,000円					
	寡	夫	妻と死別または離別し、合計所得金額が500万円以下であり、かつ総所得金 額等が38万円以下の生計を一にする子(16歳未満を含む)を有する人	260,000円					
(15)	勤労	学生	学生等で合計所得金額が65万円以下で、そのうち給与所得等以外の各種所得の合計額が10万円以下の人	260,000円					
		者 又は れる人) :満の扶養	令和元年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれかに該当する人	(同居の場合 530,000円) 300,000円					
その他 障害者 (本人又は 扶養される人) ※16歳未満の扶養 親族を含む			令和元年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれかに該当する人 ● 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人 ● 療育手帳の交付を受けている人(A・A1・A2の人は除く) ● 65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人	260,000円					





5分離課税所得

																		去附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、
		短期	種目	収	入	金	額		必	要	経	費		7 寄附金に関す	トス亩	F		控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。
譲渡		長期						円					円					
		株式等	支払確定年月	特別控除	額又	は繰	越損失	額	所	得	金	額		都道府県·市 (特例控	DI 以 以 以 対象	杓分)		30,000 円
上場株式等	等の	配当						円					円	住所地の共同募金会 府県、市区町村分(特				
6 配当割額又												Advanta V. Francisco		タが比点パ	岐	阜	県	20,000
特定配当等に係る 割額の控除を受け													听得	条例指定分	高	山	市	20,000
配当割	額	控修	新額							1. 0	000)	們	「都道府県、市区町村 ・都道府県、市区町村	讨分(集	F例控队 F例控队	全村皇	良以外)」の各欄には、当該団体へ寄付1
株式等譲渡	隻所得	- 割額控	除額										围	た金額を記入してく 条例で指定された書	ださい 対金を	。「条例 を支出し	指定	分」の「岐阜県」、「高山市」の各欄には、 合にそれぞれ記入してください。
		フリ 氏		名	1	固ノ	番	号	続	柄		生 年	月日	社事月数 事業	専従者	控除	額	*給与・公的年金等に係る所得以外 (令和2年4月1日において65歳
事業専従者								1	配偶	そのf 者,(7 1 11	月大 。	・・				円	未満の人は給与所得以外)の所得 にかかる市・県民税の納税方法
									高 2/用 -	そのf ナ /	NI.	月大 .	_	ヶ月			円	1 特別徴収(給与から差引き)

寄附金に 関する事項

- (1) 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)の合計金額
- (2) 住所地の共同募金会と日本赤十字社支部に対する寄附金(これらの法人、団体に対する寄附金でも、総務大臣の 承認を受けたものなど、一部の寄附金に限られます。証明書をご確認ください。)
- (3) 岐阜県や高山市が条例で指定した寄附金(これに該当するかご不明のときは、証明書をご用意のうえ、高山市税 務課までお問い合わせください)。

合計(②+②+③) ②

1,963,000

2 普通徴収(自分で納付)

(注意) ふるさと納税ワンストップ特例の申請書を提出した方が、市民税・県民税申告を行う場合は申請書を提出した地方公共団体 への寄附金も合わせて申告してください。

個人番号:申告者の個人番号を記載して下さい。

- 「1 収入金額」、「2 所得金額」の欄

①②③の所得がある方は、裏面を記入するか、『収支内訳書』などを作成してください。 その他の所得がある方は、証明書をご提出ください。

所 得	内												
① 営 業・その他の事業	製造業、卸売業、小売業、サービス業、私塾の 経営、彫刻家、保険外交員など、農業以外の 事業から生ずる所得 申告書裏面に収入金額、必要経費を記入するか、 「収支内訳書」または「青色申告決算書」を作成し、所得 金額を計算します。収入金額や必要経費は帳簿をもと に記載します。												
② 農 業	************************************												
③ 不 動 産	建物や土地などの不動産、借地権などの不動産の上に存する権利から生ずる所得 「無簿の作成については、税務署や国税庁のホームページで配布している『帳簿の記載のしかた』などをご参照ください。												
④ 利 子	公社債と預貯金の利子、信託の収益の分配による所得。通常は申告不要です。												
⑤配 当	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配などによる所得。裏面もご記入ください。												
給料、賃金、歳費、俸給など 給与収入額から給与所得への計算(注:Aは給与の収入金額を表します)(単位:P 1~ 650,999= 0 1,628,000~ 1,799,999… A/4 (千円未満切り捨て)×2.4 651,000~1,618,999… A - 650,000 1,800,000~ 3,599,999… A/4 (同上)× 2.8-180, 1,619,000~1,619,999= 969,000 3,600,000~ 6,599,999… A/4 (同上)× 3.2-540, 1,620,000~1,621,999= 970,000 6,600,000~10,000,000… A × 0.9-1,200, 1,622,000~1,623,999= 972,000 10,000,000超 A - 2,200, 1,624,000~1,627,999= 974,000													
	他の所得に該当しない所得及び公的年金(遺族年金、障害年金等は除く)所得												
	受 公的年金の収入額A 所 得 金 額 受 公的年金の収入額A 所 得 金 額												
	65給 330万円未満 A-120万円 65給 130万円未満 A-70万円												
⑦ 雑	歳者 330万~410万円未満 A×75%- 37万5千円 未者 130万~410万円未満 A×75%- 37万5千円												
	上が 410万~770万円未満 A×85% - 78万5千円 満が 410万~770万円未満 A×85% - 78万5千円												
	時 770万円~ A×95%-155万5千円 時 770万円~ A×95%-155万5千円												
⑧ 総合譲渡	土地、建物以外の資産の譲渡による所得												
— 時	保険の満期返戻金、けん賞、福引の当選賞金など一時的性質をもっている所得												

──「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」、「4 所得から差し引かれる金額」欄

配偶	者や扶養	親族と別居し	ている場合	合は裏面もご記	入ください。						
控	除			該 当 る	される	方		控除額			
		生計を一にする配偶者の所得により、次の表に照らし該当する額が所得から控 ・配偶者の合計所得金額は漏れなくご記載ください。 ・配偶者(特別)控除対象者の個人番号をご記載ください。 ・申告者本人の合計所得金額									
		配偶者の合詞	計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	1000万円超				
		0~38万円以下	70歳以上	380,000	260,000	130,000	控除額なし※	7			
		02011	上記以外	330,000	220,000	110,000	控除額なし※	欄に控除額を記載			
17)配	偶 者	38万円超 9	90万円以下	330,000	220,000	110,000	/	1 記戦			
18 配偶	署者特別	90万円超 9	95万円以下	310,000	210,000	110,000	/				
		95万円超10	00万円以下	260,000	180,000	90,000	/				
		100万円超10	05万円以下	210,000	140,000	70,000	/	⑧配偶者特別			
		105万円超1	10万円以下	160,000	110,000	60,000	/	控除欄に控除			
		110万円超1	15万円以下	110,000	80,000	40,000		額を記載			
		115万円超12	20万円以下	60,000	40,000	20,000					
		120万円超12	23万円以下	30,000	20,000	10,000		J			
		※ こちらに該	7								
19 扶	次のそれぞれに該当し16歳以上(平成16年1月1日以前生まれ)で、かつ合計所得金額が38万円以下である人を扶養する場合 (1) 19歳以上23歳未満の人(平成9年1月2日から平成13年1月1日までの間に生まれた人) (2) 70歳以上(昭和25年1月1日以前生まれ)の人 (3) 70歳以上の人のうち、本人又は配偶者の直系尊属で本人又は配偶者のいずれかとの同居を常況としている人 (4) 上記以外の人										
		• 扶養控除対									
	未満の 親族	16歳未満(平成16年1月2日以後生まれ)で、かつ合計所得金額が38万円以下である人を扶養する場合 • 16歳未満の扶養対象者の個人番号をご記載ください。 ※ 16歳未満の扶養親族の控除はありませんが、非課税判定や寡婦控除、保育料などの算定に影響しますので必ずご記入ください。									
20 基	礎	納税義務者	について-	一律に所得から	控除されます。			330,000円			
				,,,,,,,				,			

事業専従者 生計を一にする15歳以上の親族で、かつその年を通じて6か月を超える期間 専ら事業に従事する親族を有する場合、次の区分に応じそれぞれ限度額まで の金額が所得から控除されます。 (1)事業専従者が配偶者である場合の限度額 (1)860.000円

(2)500 000円

- (2)事業専従者が配偶者以外の人である場合の限度額 ● 事業専従者の個人番号をご記入ください
- ※ 事業所得を、専従者の数に 1 を加えた数で割った金額を超えて専従者控除 ※ 事業専従者となった場合、配偶者控除、扶養控除は受けられません。